資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200448 平成24年8月23日（神奈川県） 平成24年9月19日	除湿機	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○建物が全焼し、現場に当該製品があった。 ○当該製品本体は、焼損が著しく、樹脂製の外郭が焼損、焼失していたが、本体から発火した痕跡は認められなかった。 ○電源コードに溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ●当該製品の電源コードに溶融痕が認められたが、電源コードの溶融痕が一次痕か二次痕か特定できず、事故発生状況等も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
2	A201200547 平成24年10月16日（北海道） 平成24年10月26日	温水洗浄便座	(火災) 飲食店で異臭に気付き確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品を最後に使用してから約2時間半後に、当該製品側面にある操作部と周辺が焼損していた。 ○操作部の制御基板は、上方の樹脂製部品が焼失し、それに沿って制御基板が焼損していた。 ○制御基板の温水制御用電子部品が配置された箇所が著しく焼損し、基板裏面側のパターンの一部が焼失し、溶融痕が認められた。また、当該箇所を覆っていたポッティング材が焼損していた。 ●当該製品の制御基板の温水制御用電子部品付近から発火した可能性も考えられるが、外郭の焼損も著しく、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201201027 平成25年3月6日（神奈川県） 平成25年3月18日	空気圧縮機	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品、工具箱、防水型コンセントに焼損が認められた。 ○当該製品の電源コードが焼損し電源スイッチの端子台から外れていた。 ○当該製品の圧力スイッチの外郭（ABS樹脂）に焼損が認められた。 ○当該製品の電動機、配線に電気的な過熱及び短絡した痕跡は認められなかった。 ○当該製品の押しボタンスイッチに荒れ及びスパークの痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードが焼損し電源スイッチの端子台から外れており、圧力スイッチにも焼損が認められたが、電源コード及び圧力スイッチの詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201300164 平成25年5月5日（福岡県） 平成25年5月31日	自転車	（重傷1名） 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者は、上り坂を立ち漕ぎで走行していて転倒している。 ○一番小さなギヤを緩めた状態で走行したところ、ギヤがギヤ台から滑り、一番大きなギヤではチェーン外れが生じた。 ○一番小さなギヤを締め付けた状態で走行したところ、ギヤがギヤ台から滑って空転したものの、チェーンは外れなかった。 ○一番小さなギヤは破損しており、その破面は錆が著しい状態であったことから、事故の起きる前に一番小さなギヤは破損した状態にあったと推定される。 ○一番小さなギヤの強度に異常は認められなかった。 ●当該製品の一番小さいギヤが破損していたためギヤの締め付けが緩くなり、ギヤのガタツキを生じてチェーンが外れ転倒に至ったものと考えられるが、ギヤが破損した原因は不明であり、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
5	A201300218 平成25年6月6日（栃木県） 平成25年6月27日	除湿機	（火災） 建物の2階部分を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、焼損が著しく、溶融した樹脂部品のほか、除湿ローター（空気中の水分を吸着させる部品）、モーター、ヒーター、基板、電源コード、内部配線等が残存していた。 ○基板の半分以上が焼失しており、電源コード及び内部配線とも、一部確認できない箇所があり、溶融痕が認められた。 ○モーター、ヒーター等のその他の電気部品には出火痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、基板の一部等が確認できないことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201300384 平成25年8月19日（東京都） 平成25年9月2日	液晶テレビ	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の背面キャビネットの一部に溶融が認められた。 ○電源基板上のフィルムコンデンサーのうち、2個は焼損して溶融し一体化しており、別の2個は焼損し脱落していた。 ○電源コードは電源基板付近で断線し溶融痕が認められたが、通常使用では応力がかかりにくい位置であった。 ○電源コードはコネクターを電源基板のピンに差し込む構造であり、ゴム製のプロテクターを通じて本体に引き込まれていた。 ○他の部品に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源基板上の複数のコンデンサーに焼損が認められたが、コンデンサーが焼損した原因の特定ができないことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
7	A201300387 平成25年8月8日（福岡県） 平成25年9月2日	コンセント	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の片側の受刃周辺が焼損しており、接続されていた屋内配線も被覆が炭化・焼損していた。 ○焼損した受刃について、電源プラグとの接触部には特に異常は確認されなかった。 ○当該製品に差し込まれた屋内配線の芯線は、細くなって表面が荒れているなど、焼損が著しかった。 ○接続端子内部の部品が一部確認できなかった。 ●当該製品の屋内配線接続部で接触不良が発生し、異常発熱したものと考えられるが、屋内配線の芯線の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A201300409 平成25年8月11日（千葉県） 平成25年9月9日	電動アシスト自転車	（重傷1名） 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品で走行していたところ、バッテリーが落ち、車輪がバッテリーに乗り上げて転倒した。 ○走行中にバッテリーを落下させる試験を実施したが、バッテリーは後輪タイヤの横に落下したものの、タイヤに踏まれる状況は再現できなかった。 ○当該製品の取扱説明書には、バッテリーの取付方法として「バッテリーの上部をカチッと音がするまで車体側に押す」旨の記述があり、説明書の手順に従ってバッテリーを装着したところ、バッテリーは正常に固定され、ガタつきなどの異常は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーは、車体側の端子とバッテリー側の端子が接触していれば、正常に固定されていなくても通電した。 ○バッテリー部の鍵穴に鍵を挿した状態でバッテリーを固定した後、鍵を回して開錠すると、バッテリーの固定が解除されてバッテリーが適正位置からわずかに動いた。その状態で再度鍵を回して施錠操作したところ、バッテリーは固定されなかった。 ○当該製品の取扱説明書には、鍵を付けた状態での施錠方法について記述がなかった。 ○使用者がバッテリーを車体に取り付けたときの状況は不明であり、取り付け時に鍵穴に鍵を挿していたか、取り付け後にバッテリーが正常に固定されていたかは確認できなかった。 ●事故時の状況やバッテリー取付時の詳細が不明のため、バッテリーが走行中に脱落した原因が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
9	A201300435 平成25年8月18日（宮城県） 平成25年9月24日	ソーラー式充電器	（火災） 当該製品を自動車のダッシュボード上に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○自動車内のダッシュボード上で当該製品を充電していた。 ○当該製品は著しく焼損していた。 ○当該製品はリチウムポリマー電池を内蔵していた。 ○取扱説明書には、「炎天下の車内等のような高温になる場所で使用・放置しない、充電は0℃～40℃の室内で行う」旨、記載されていた。 ●当該製品は、自動車内のダッシュボード上に放置されていたため、過熱により出火した可能性が考えられるが、焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201300470 平成25年9月26日（東京都） 平成25年10月11日	プラズマテレビ	（火災） 当該製品で視聴中、当該製品を焼損、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の焼損部分は、電源コードを接続しているACインレット部のみであり、勘合部の栓刃が溶融・焼失していた。 ○ACインレットの溶融した栓刃の一部は、電源コードの器具側のプラグ内部に残存していたが、アース部の勘合部は焼失し確認できなかった。 ○X線にて、電源コードの器具側のプラグ内部の確認を行ったところ、片極の栓刃に挿入不足が認められた。 ○ACインレット部と電源コードを交換したところ、正常に動作した。 ●当該製品のACインレット勘合部において、接続不良により接触抵抗が増大したため異常発熱し出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、部品の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
11	A201300517 平成25年10月23日（福岡県） 平成25年11月5日	歩行器	（重傷1名） 店舗出入口で当該製品を使用して歩行中、転倒し、負傷した。	○当該製品は、共通のブレーキワイヤーを用いて、ハンドブレーキの効きの調整も駐車ブレーキのロックも行う構造であった。 ○左側ブレーキワイヤーが所定の位置からズレていたが、事故当時のブレーキワイヤーと固定ナットの状況は確認できなかった。 ○固定ナットを適正に締めた場合、ハンドブレーキ操作や駐車ブレーキ操作を行っても容易には緩まないことを確認した。 ●当該製品のブレーキワイヤーの固定ナットの締め付けが緩んでいたため、使用により駐車ブレーキが作動したか、車輪がロックして、転倒した可能性が考えられるが、事故当時のブレーキワイヤーと固定ナットの状態が確認できないため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品は、SG基準に適合している。	
12	A201300530 平成25年10月27日（大阪府） 平成25年11月8日	ヘアドライヤー	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はスイッチ付テーブルタップ（4口）に接続されていた。 ○当該製品のスイッチの位置は、「HOT」「弱」「ターボ保持」状態であった。 ○樹脂製の外郭は、ターボスイッチ及び送風ファン周辺が溶融していた。 ○ターボスイッチ近傍には、内部基板とヒーター部を結ぶ配線の接続部が位置しており、内部基板の配線接続部が欠損していた。また、ターボスイッチには、当該欠損部が高温になったと思われる痕跡（樹脂の溶融）が認められた。 ○内部基板とヒーター部を結ぶ配線が内部基板近傍で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、断線していた内部配線に溶融痕が認められたことから、当該配線接続部近傍から発火したものと考えられるが、配線接続部が欠損しており、使用状況の詳細が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201300534 平成25年10月3日（福岡県） 平成25年11月11日	エアコン	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。 ○現場から回収された端子板及び配線の一部及び冷媒管の一部を確認した結果、出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、電源コード等の電気部品が確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：約16年
14	A201300539 平成25年10月7日（埼玉県） 平成25年11月12日	自転車	（重傷1名） 当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、転倒し、負傷した。	○使用者が当該製品で緩やかな下り坂を走行中、両手で前後輪のブレーキをかけたところ、転倒した。 ○事故後、当該製品の前輪リムが横振れを起こしており、リム側面とブレーキシューが一部接触する状態になっていた。 ○ブレーキシューの接触面には、欠損等の異常は認められなかった。 ○事故後、当該製品の前輪ハブ軸がフロントホークの取付位置からずれており、左側の脱輪防止ワッシャのフック部が変形して機能しなくなっていた。なお、当該ワッシャの取付位置は、転倒時に路面等との接触で傷つく位置ではなかった。 ○前輪のハブ軸を固定している左右のナットのうち、右側のナットの接触面は、模様が回転方向に均等に摩耗していたのに対し、左側ナットは、模様が局所的に潰れていた。 ○前輪のハブ軸ナットを緩めた状態で走行したところ、ブレーキシューとリムの接触は認められたが、前輪ロックに至る状況は再現できなかった。 ●当該製品の前輪のハブ軸ナットが適正に締め付けられていなかった痕跡が認められたことと、脱輪防止ワッシャが機能していなかったことから、当該製品は、事故以前からブレーキシューとリム側面が一部接触していた可能性が考えられたが、転倒との関係性が特定できず、転倒に至る状況も再現できなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201300552 平成25年11月2日(大阪府) 平成25年11月19日	電気除湿機	(火災) 工場乾燥室で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は線香工場で線香の乾燥用として使用され、正規品より小さい寸法のフィルターが装着されていた。 ○当該製品は外郭前面が焼失し、右側面から背面側上部にかけて樹脂部が焼損、溶融していた。送風モーターのファン及び支持ケーシングは完全に溶融していた。内部には線香の付着が認められた。 ○電源基板には溶融樹脂が付着し、基板上のコンデンサーに焼損が認められ、電源基板ケースの一部が焼失していた。 ○機体内の電源コード及びモーターリード線に溶融痕が認められたが、いずれも2次痕と判断され、その他の電装部品にも発火の痕跡は認められなかった。 ○線香粉末を機体内に付着させた再現試験を行ったが、再現には至らなかった。 ●当該製品は内部に付着した線香粉末がヒーターによる加熱により出火した可能性が考えられるが、再現試験において再現に至らなかったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
16	A201300570 平成25年11月14日(新潟県) 平成25年11月27日	エアコン	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、建物の2階部分を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、確認できた電気部品は、ファンモーター、電源コード、内外連絡線のみであり、制御基板、内部配線等は確認できなかった。 ○電源コードの室内機側の末端及び内外連絡線の数か所に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かは不明であった。 ○ファンモーターは、形状を留めていたが、全体的に炭化が認められた。 ●当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約11年3か月
17	A201300594 平成25年11月7日(宮城県) 平成25年12月4日	パネルヒーター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は樹脂製の飼育ケージ底に敷いて使用され、飼育ケージ内では床材と飼育用ライトを使用して亀を飼育していた。 ○当該製品は上面の板の方が下面の板に比べて焼損が著しかった。 ○当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、ヒーターが一部焼失していた。 ●当該製品の上で使用していた樹脂製の飼育ケージ底板が燃えて抜け落ちたものと推定され、飼育に使用されていたライトが落下して床材を燃焼させた可能性も考えられるが、当該製品のヒーターが一部焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201300645 平成25年11月15日（群馬県） 平成25年12月24日	自転車	（重傷1名） 当該製品で走行中、転倒し、負傷した。	○使用者が、当該製品で300mほど走行したところ、ハンドルが急に右に30度程度傾いた。 ○ハンドルを正面に戻そうとしたが、ハンドルがロックされたように動かなくなり、左側に転倒した。 ○転倒後、当該製品のハンドルを動かしたところ、問題なく動いた。 ○当該製品は、後輪側のサークル錠とハンドルステムの根元のハンドル錠が連動する仕組みになっており、サークル錠を施錠するとハンドル部がロックされる構造となっていた。 ○事故の1週間前にも、サークル錠が開錠状態にも関わらず、ハンドルがロックする事象があった。 ○事故発生時、使用者は、前かごに荷物を入れていたが、ハンドルに傘などはかけていなかった。 ○当該製品は、事故後、事業者によって分解・再調整されており、事故直後の状態は確認できなかった。 ○再調整された当該製品で試走したところ、ハンドルロックは再現されなかった。 ●当該製品が分解、再調整されており、事故後の状態が確認できなかったことから、事故に至ったメカニズムが推定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
19	A201300651 平成25年11月22日（山口県） 平成25年12月25日	電気トースター	（火災） 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のヒーター、電源コード、電源スイッチ等の電気部品には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板は焼損し、動作確認ができなかった。 ○焼き室直下のパン屑トレーが著しく焼損し、表面にはマーガリンと推定される油脂類の付着が認められた。 ○同等品を用いた再現試験では、ポップアップするまでの時間では、発火に至らなかったため、強制的に約20分間連続加熱すると、食パンを素焼きにした場合には発火しなかったが、マーガリンを塗った場合は発火が認められた。 ●当該製品にマーガリン等の油脂類を塗った食パンを加熱したため、油脂類が過熱し出火したものと推定されるが、同等品による再現試験では、ポップアップするまでの時間ではマーガリンを塗った食パンは発火しなかったことから、制御基板に不具合があった可能性もあることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201300710 平成25年12月2日（福岡県） 平成26年1月20日	テーブルタップ	（火災） 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電気冷蔵庫の上部にある壁コンセントに差し込まれたマルチタップに当該製品が接続されていた。 ○当該製品の電源プラグから約2cmの位置で、両極とも素線の一部が断線しており、両極間の素線同士が一部接触した状態の溶融痕が認められた。 ○他の電気部品に電気的な異常は確認されなかった。 ●当該製品のコードの屈曲により内部の芯線が断線した際の火花が可燃性の壁材に着火したものと考えられるが、使用状況は不明であり、電源コードに屈曲が加わった原因の特定には至らなかった。	
21	A201300719 平成25年12月19日（大阪府） 平成26年1月22日	電気ストーブ	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○本体内部の電気部品のうち、電源スイッチ、転倒時オフスイッチ及び内部配線のほとんどが焼失しており確認することができなかった。 ○電源コードは本体のプロテクター部から50cmの部位で断線し、断線部に溶融痕が認められたが一・二次痕の特定はできなかった。 ○残存していたその他の電気部品には発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、製品内部の残存部品に発火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく内部配線、電源スイッチなどが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
22	A201300747 平成25年12月27日（奈良県） 平成26年1月29日	電気掃除機	（火災） 当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。	○当該製品は電源プラグの中間部分から樹脂が噴出していた。 ○電源プラグ内部の片側の栓刃のカシメ部分の内、コード被覆と共にカシメている部分（コード押さえのカシメ）に断線と溶融痕が認められた。 ○プロテクター外側及びプラグ内部の素線に軽度のよじれが認められた。 ●当該製品は、電源プラグ内部のカシメ部付近に応力が加わった、又はカシメ不良によって電源コードが半断線状態となって過熱し、火災に至った可能性が考えられるが、カシメ部が溶融していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
23	A201300753 平成25年12月27日（富山県） 平成26年1月30日	電気ストーブ（オイルヒーター）	（火災、死亡1名） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品の焼損が著しく、スイッチ部や制御基板などの部品は確認できなかった。 ○当該製品内部の残存する電気部品及び配線に異常は認められなかった。 ○電源コード及び電源プラグに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
24	A201300760 平成26年1月5日（埼玉県） 平成26年2月3日	電気ストーブ	（火災、重傷1名、軽傷2名） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、3名が負傷した。	○当該製品の前面付近に毛布があった。 ○当該製品の保護網に繊維状の付着物が認められた。 ○当該製品は焼損が著しく、電源スイッチ及び転倒時OFFスイッチの可動接点は確認できなかった。 ○残存する電源コードや内部配線等の電気部品に溶融痕等の出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201300764 平成25年11月19日（長崎県） 平成26年2月5日	電子レンジ	（火災） 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損が著しく、ノイズフィルター基板やタイマーモーターなどの部品は確認できなかった。 ○内部配線に溶融痕が認められた。 ○事故当時、当該製品が運転中であったのかは不明である。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
26	A201300800 平成26年1月19日（宮崎県） 平成26年2月19日	電気冷蔵庫	（火災、死亡1名） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品の冷凍室や冷蔵室の庫内にススが付着していて熱溶融しているものの、本体側面が著しく焼損していた。 ○機械室内は焼損しているものの、圧縮機、スターター及びオーバーロードリレーに出火の痕跡は認められなかった。 ○機械室内で断線した内部配線に溶融痕が認められた。 ○機械室内の圧縮機の周囲に繊維製品などの焼損物が散在していたが、小動物の糞などは認められなかった。 ●当該製品の内部配線に溶融痕が認められたことから、内部配線の断線によるスパーク等で周囲の可燃物に引火したものと推定されるが、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201300834 平成26年1月1日（兵庫県） 平成26年2月27日	カイロ（足首用）	（重傷1名） 当該製品を使用していたところ、足首に火傷を負った。	○当該製品のカイロは、廃棄されており、確認できなかった。 ○当該製品の専用ホルダーに、穴開き等の異常は認められなかった。 ○同等品を用いて、実使用時のカイロの温度を測定したところ、異常は認められなかった。 ●同等品に異常は認められないものの、当該製品のカイロが廃棄されて確認できないことから、製品に起因するか否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
28	A201300864 平成25年2月6日（北海道） 平成26年3月10日	電気ストーブ（ハロゲンヒーター）	（火災、死亡1名） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品の焼損は著しく、本体部分は金属製ヒーターガードしか確認できなかった。 ○残存する電源コードやプラグに異常は認められなかった。 ○当該製品の近くに布団があった。 ●当該製品のヒーター部に布団が接触し、火災に至った可能性も考えられるが、当該製品は焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
29	A201300879 平成26年3月3日（熊本県） 平成26年3月13日	アンプ	（火災） 店舗で当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製 品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。	○当該製品は5年前から縦置きにされ、通風孔の前に物が置かれて、製品内部に熱が溜まりやすい状況であった。 ○パワートランジスタの端子付近が焼損しており、縦置きした時パワートランジスタの直上に位置する樹脂製部品が焼失していた。 ○同等品を用いて再現実験を実施したところ、水平置きに設置したときよりも、縦置きにしたときはパワートランジスタの温度が17～18℃程度上昇するが、出火は再現できなかった。 ○取扱説明書には、「設置の際は通風孔を塞がない」旨記載されている。 ●当該製品を縦置きに設置したことにより、パワートランジスタがショートしたため、抵抗が異常過熱して出火した可能性が考えられるが、再現試験で出火に至らなかったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201300880 平成26年2月20日（広島県） 平成26年3月13日	IH調理器	（火災） 当該製品で調理中、その場を離れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、蒸し器を使用して、当該製品で約1時間連続調理していた。 ○当該製品の下側ケースはファンモーター取り付け部周辺に著しい焼損が認められたが、ファンモーターは確認できなかった。 ○電源コードは断線し、約10cmが確認できなかった。 ○IHコイル、IH基板等の電気部品には、出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、ファンモーター取り付け部周辺の焼損が著しく、ファンモーター及び電源コードの一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
31	A201300887 平成26年3月3日（千葉県） 平成26年3月14日	ルーター（パソコン周辺機器）	（火災） 当該製品に複数のパソコン周辺機器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のACアダプター本体は、基板の一部を残してほぼ焼失しており、トランスやコンデンサー等ほとんどの電気部品が確認できなかった。 ○ACアダプターのACコード及びDCコードは、被覆が焼失していたが、コード芯線に溶融痕等出火した痕跡は認められなかった。また、ACプラグ及びDCプラグから出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品本体は、樹脂製ケースに焼損が認められず、内部から出火した痕跡も認められなかった。 ●当該製品は、ACアダプター本体の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	資料5-(3) A201300888（ルーター）及び 資料5-(3) A201300889（光回線終端装置）と同一事故
32	A201300900 平成26年2月21日（千葉県） 平成26年3月18日	電気炊飯器	（火災） 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は炊飯中であった。 ○当該製品は樹脂部品が焼失し、外郭（金属製）は背面側と正面から見て左側面の焼損が著しい状態であったが、内がまに異常過熱の痕跡は認められなかった。 ○背面側に内蔵されているコードリール部（電源プラグを含む電源コード）は確認できなかった。 ○加熱コイル、電源基板、IH基板、表示基板、ヒーター（蓋、胴部）、内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の電源プラグを接続していた延長コードのタップは、確認できなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
33	A201300909 平成26年3月6日(京都府) 平成26年3月20日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は室内機、室外機とも著しく焼損していたが、電源コードを除き室内機及び室外機の電装部品に発火の痕跡は認められなかった。 ○端子台基板に接続した電源コードの断線部に溶融痕が認められ、残留長から電源コード収納スペース近くで断線していると考えられた。 ○端子台基板に接続された内外接続線の端部に鋭角の切断面が認められ、端部直近に中間接続端子の一部と考えられる金属片が溶着していた。現場に残留していた2組の断線した内外接続線の端部にも鋭角の切断面が認められ、一部の端部直近に中間接続端子の一部と考えられる金属片が溶着していた。 ●当該製品は束ねられた電源コードが異常発熱して発火に至った可能性、中間接続端子で接続されていた内外接続線が接続不良により異常発熱して発火に至った可能性が考えられたが、詳細な設置状況が不明であり、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:5年
34	A201300928 平成26年2月4日(兵庫県) 平成26年3月28日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は2～3年前にリサイクルショップから中古で購入されたものであった。 ○コンデンサーと閉端接続端子間の内部配線に他の配線の一部が溶着し、溶融痕が認められたが、大きな気泡が多数認められたため、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○電源コードの本体内の引込み部周辺で両極の芯線が断線し、先端に溶融痕が認められたが、内部配線の溶融痕よりも電源側に近いことから二次痕と判断された。 ○脱水槽の蓋スイッチ及び一部の内部配線類は確認できなかった。 ○残存していたその他の電気部品(モーター、タイマー、コンデンサー)及び配線類に発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の回収された電気部品及び内部配線類には発火の痕跡は認められなかったが、一部回収されていない部品(脱水槽の蓋スイッチ、内部配線の一部)があり、中古品として購入した以前の使用状況も確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期から10年未満と推定)
35	A201300936 平成26年3月9日(埼玉県) 平成26年3月28日	電気洗濯機	(火災) 建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、金属部品のみが残存していた。 ○制御基板、スイッチ、センサー等の殆どの電気部品が確認できなかった。 ○モーター、回収された内部配線、電源コードに溶融痕等出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (販売期間から5年5か月以内と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201400021 平成26年1月7日（三重県） 平成26年4月10日	携帯電話機	（火災、軽症6名） 当該製品を充電中、建物を全焼する火災が発生し、6名が軽症を負った。	○当該製品本体及び充電用卓上ホルダーに出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーは、外部から熱を受けて焼損した痕跡が認められた。 ○ACアダプターは基板上のヒューズ抵抗及びダイオードブリッジに出火の痕跡は認められなかったが、栓刃、コンデンサー、トランス等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の基板、バッテリー及び充電用卓上ホルダーに出火の痕跡は認められなかったが、ACアダプターの焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201400109（携帯電話機）と同一事故
37	A201400044 平成26年4月5日（愛知県） 平成26年4月22日	電気冷蔵庫	（火災、軽傷1名） 当該製品を延長コードに接続していたところ、当該製品の電源コード・プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○現場の部屋はゴミが散乱しており、当該製品と延長コードのタップ部分がゴミ等と一緒に焼損していた。 ○電源コードは断線して溶融痕が認められたが、二次痕であった。 ○電源プラグは焼損し、片側の栓刃が電源プラグ内部で溶断していたが、もう一方の栓刃に溶融や変形等の異常は認められなかった。 ○他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○延長コードのタップ刃受けに、溶融等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、電源プラグの栓刃の片側がプラグ内部で破断したため、スパークが生じて出火に至ったものと考えられるが、栓刃が破断した原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
38	A201400054 平成26年2月15日（三重県） 平成26年4月25日	発電機（携帯型）	（火災） 車の荷台で当該製品を使用中、停止したため再始動しようとしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を始動しようとした際、マフラーから炎が吹き出し、荷台に漏洩していた燃料に引火した。 ○当該製品は前面側より背面側の焼損が強かった。 ○前面側のコンセントや発電コイル等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○燃料タンクに燃料漏れは認められなかったが、燃料フィルター及びゴム製送油管が焼損し、キャブレター（気化器）内部の樹脂製フロートも溶融していた。 ○エンジン本体に焼き付きは無く、異常発熱の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の燃料送油経路に燃料漏れがあったため、エンジンの燃焼に異常が生じてマフラーから炎が吹き出し、漏れた燃料に引火した可能性が考えられるが、燃料送油経路が焼失しているため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A201400106 平成26年5月2日（静岡県） 平成26年5月22日	除湿乾燥機	（火災） 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭樹脂の底面は焼損していなかったが、上方の焼損が著しかった。 ○本体上方に配置している電源基板は回収されておらず、確認することができなかった。 ○電源コードに溶融痕が認められたが二次痕であった。 ○送風ファンモーター等のモーター類、ヒーター、マイナスイオン発生器等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	
40	A201400109 平成26年1月7日（三重県） 平成26年5月22日	携帯電話機	（火災、軽症6名） 当該製品を含む複数の携帯電話機を充電中、建物を全焼する火災が発生し、6名が煙を吸うなど軽症を負った。	○当該製品のUSBコネクターに出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の基板、バッテリー、充電器等の電気部品は確認することはできなかった。 ●当該製品の残存している部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認出来ない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201400021（携帯電話機）と同一事故
41	A201400114 平成26年4月16日（山口県） 平成26年5月26日	自転車	（重傷1名） 当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、前転して転倒し、負傷した。	○当該製品は、フロントフォークが後方に曲がり、車輪リムが変形しスポークが3本折れていた。 ○前ブレーキは、固定ナット及び座金3枚の部品がなくなっており、フロントフォーク取付部から外れていた。 ○前ブレーキの取付部及び軸ネジに破損はなく、取付部には、座金の取付痕があり、固定ナットの緩みにより制動中にブレーキが暴れた形跡は認められなかった。 ○ブレーキ本体及びワイヤーケーブルに損傷は全くなく、後ブレーキは正常に動作した。 ●当該製品の前ブレーキの固定ナット等がなく、前ブレーキが取付部から外れた状態であったが、固定ナット等が未回収で確認ができないことや、取付部及び軸ネジに破損はなく、取付部の座金の取付痕から出荷時点では前ブレーキは正常に取り付けられていたと推定され、いつの時点で前ブレーキの固定ナットが外れたのかも不明であることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201400167 平成26年4月3日(三重県) 平成26年6月18日	空気清浄機	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼損して塊になっていたが、底面は形状が残っていた。 ○電源基板の銅箔パターンにも電気的な溶融痕は認められず、電流ヒューズも溶断していなかったが、基板上の電気部品が一部脱落し、確認できなかった。 ○その他のファンモーターやシャッターモーター等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認出来ない部品があることから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。	